

林 陽一先生 略歴

- 一九五七年九月二一日 東京都千代田区生まれ
一九八一年三月二八日 東京大学法学部卒業
一九八一年四月一日 東京大学助手法学部
一九八四年四月一日 政法大学助教授法学部
一九八七年四月一日 千葉大学助教授法経学部
一九九八年一〇月一日 千葉大学教授法経学部
二〇〇三年四月一日 千葉大学法経学部法学科長（二〇〇四年三月三一日）
二〇〇四年四月一日 千葉大学教授大学院専門法務研究科に配置換
二〇〇九年四月一日 千葉大学大学院専門法務研究科長（二〇一一年三月三一日）
二〇一五年四月一日 千葉大学大学院専門法務研究科長再任（二〇一六年三月三一日）
二〇一七年四月一日 千葉大学教授大学院社会科学研究院に配置換
二〇二三年三月三一日 定年により退職

林 陽一先生 主要著作目録

I 著書

(单著)

『刑法における因果関係理論』(成文堂・平成一二年九月)

(共著)

『学習コンメンタール刑法』(日本評論社・平成一九年四月)

『新・コンメンタール刑法』(日本評論社・平成二五年三月)

II 論文

「刑法における相当因果関係(1)」(4・完)「法学協会雑誌一〇三卷七号、九号、一一号、一〇四卷一号(東京

大学・昭和六一年七月、九月、十一月、昭和六二年二月)

「財産的情報の刑法的保護——解釈論の見地から——」刑法雑誌三〇卷一号(日本刑法学会・平成元年六月)

「因果関係と危険概念」刑法雑誌三三卷二号(日本刑法学会・平成五年五月)

「相当因果関係論の再検討——最近の判例理論をめぐって」刑法雑誌三七卷三号(日本刑法学会・平成一〇年四月)

「不能犯について」芝原邦爾Ⅱ西田典之Ⅱ井上正仁編『松

尾浩也先生古稀祝賀論文集 上』(有斐閣・平成一〇年六月)

「わが国における客観的帰属理論——最近の展開をめぐって」千葉大学法学論集一三卷一号(千葉大学法学会・平成一〇年七月)

「交通過失における過失構造論と危険概念」国際交通安全学会誌二五卷一号(国際交通安全学会誌・平成一一年九月)

「共犯処罰の限界」法学教室二二五号(有斐閣・平成一三年一月)

「結果的加重犯と因果関係」現代刑事法五卷四号(立花書房・平成一五年三月)

「わいせつ情報と刑法175条」現代刑事法六卷一号(立花書房・平成一六年一月)

「文書という制度について——文書偽造罪の保護法益(1)」千葉大学法学論集二三卷一号(千葉大学法学会・平成二〇年九月)

「最近の因果判例と規範理論」研修七五八号(誌友会事務局研修編集部・平成二三年八月)

「危険放置意思としての故意」岩瀬徹Ⅱ中森喜彦Ⅱ西田典之編『刑事法・医事法の新たな展開 上 町野朔先生古稀記念』(信山社・平成二六年三月)

「窃盗罪と占有の保護」研修八一四号(誌友会事務局研修

編集部・平成二八年四月)

「法曹領域における人材育成…嵐の中の法科大学院」二〇二〇年度研究報告書『人材育成に関する調査研究…』専門職の養成と任用後の育成に関する研究』(社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター・令和三年九月)

Ⅲ 判例評釈等

「交通反則切符中の供述書をあらかじめ承諾を得て他人名義で作成した場合と私文書偽造罪の成否」警察研究五三巻八号(良書普及会・昭和五七年八月)

「交通切符又は交通反則切符中の供述書を事前の承諾を得て他人名義で作成した場合と私文書偽造罪の成否」警察研究五三巻八号(良書普及会・昭和五七年八月)

「爆発物取締罰則三条の罪の成立要件」警察研究五五巻九号(良書普及会・昭和五九年九月)

「公文書の内容に改ざんを加えたうえそのコピーを作成した場合の擬律」(最二決61・6・27)判例評論三三六号(判例時報社・昭和六二年二月)

「『迷惑条例』違反と法令の適用範囲」(高松高判昭和六一・一一・二二)法学教室八一号(有斐閣・昭和六二年六月)

「業務上の過失により被害者に重傷を負わせた後に傷害の故意を生じ、さらに加害行為に及んで被害者を死に至らせたが、死因となった負傷が右いづれの行為によるものか不

明の場合に、業務上過失致死罪の成立が否定された事例」(東京高判63・5・31)判例評論三五九号(判例時報社・昭和六四年一月)

「大型自動車の運転者につき走行中の自転車の追抜きを差し控えるべき注意義務があるとされた事例」警察研究六〇巻一号(良書普及会・平成元年一月)

「凶利加害の意欲ないし積極的認容と特別背任罪における凶利加害目的」(最二決63・11・21)判例評論三六七号(判例時報社・平成元年九月)

「第三者の行為の介入と因果関係(2)」別冊ジュリスト『刑法判例百選Ⅰ総論(第3版)』(有斐閣・平成三年四月)

「自動車の一時使用と不法領得の意思」別冊ジュリスト『刑法判例百選Ⅱ各論(第3版)』(有斐閣・平成四年四月)

「オンライン端末機操作による架空振込と電子計算機使用詐欺罪の成立」(東京高裁平成五年六月二九日判決)『金融判例研究』五号(社団法人金融財政事情研究会・平成七年九月)

「第三者の行為の介入と因果関係(2)」別冊ジュリスト『刑法判例百選Ⅰ総論(第4版)』(有斐閣・平成九年四月)

「自動車の一時使用と不法領得の意思」別冊ジュリスト『刑法判例百選Ⅱ各論(第4版)』(有斐閣・平成九年五月)

「コントロールド・デリバリーの実施と関税法上の禁制品輸入罪の既遂の成否」現代刑事法一卷三号(立花書房・平成一二年二月)

「現住建造物等放火罪における現住性」法学教室二二二号
別冊付録『判例セレクト』98」（有斐閣・平成二一年三月）
「競売手続の妨害目的で従業員を交替で泊り込みさせていた
た家屋につき放火前に右従業員を旅行に連れ出しても刑法
（平成七年改正前のも）一〇八条にいう『現二人ノ住居
ニ使用』する建造物に当たるとされた事例」ジュリスト一
一五八号（有斐閣・平成二一年六月）
「信頼の原則」ジュリスト増刊『刑法の争点（第3版）』
（有斐閣・平成二二年一月）
「住居侵入罪の保護法益」ジュリスト増刊『刑法の争点
（第3版）』（有斐閣・平成二二年一月）
「刑法の基本理論と基本概念」法学教室二四九号（有斐
閣・平成二三年六月）
「『鼎談』因果関係論の課題と展望」現代刑事法二六号
（現代法律出版・平成二三年一月）
「事後強盗罪における機会継続性の判断方法」法学教室二
六五号（有斐閣・平成二四年一〇月）
「被害者の同意」別冊ジュリスト『刑法判例百選Ⅰ総論
（第5版）』（有斐閣・平成二五年四月）
「職務に関し」の意義（2）——大学設置審事件」別冊
ジュリスト『刑法判例百選Ⅱ各論（第5版）』（有斐閣・平
成二五年四月）
「被害者の落ち度と因果関係」ジュリスト臨時増刊『平成
一六年度重要判例解説』（有斐閣・平成二七年六月）

「結果的加重犯と因果関係」別冊ジュリスト『刑法判例百
選Ⅰ総論（第6版）』（有斐閣・平成二〇年二月）
「資格の冒用」別冊ジュリスト『刑法判例百選Ⅱ各論（第
6版）』（有斐閣・平成二〇年三月）
「パチスロ不正遊戯行為に窃盗罪が成立する客体の範囲」
ジュリスト臨時増刊『平成二二年度重要判例解説』（有斐
閣・平成二二年四月）
「第三者の行為の介在と因果関係（Ⅰ）」別冊ジュリスト
『刑法判例百選Ⅰ総論（第7版）』（有斐閣・平成二六年八月）
「親族相盗」別冊ジュリスト『刑法判例百選Ⅱ各論（第7
版）』（有斐閣・平成二六年八月）
「暴力団員でないことを確約して銀行で口座開設等申し
込み、通帳等の交付を受けた行為と詐欺罪」ジュリスト臨
時増刊『平成二六年度重要判例解説』（有斐閣・平成二七
年四月）
「第三者の行為の介在と因果関係（Ⅰ）」別冊ジュリスト
『刑法判例百選Ⅰ総論（第8版）』（有斐閣・令和二年一月）
「親族相盗」別冊ジュリスト『刑法判例百選Ⅱ各論（第8
版）』（有斐閣・令和二年一月）